

加古川市指定文化財の指定基準

平成 29 年 8 月 1 日
教 育 長 決 定

加古川市文化財の保護に関する条例施行規則（昭和 37 年教育委員会規則第 2 号）第 20 条の規定により、加古川市文化財の保護に関する条例（昭和 37 年条例第 8 号）第 3 条第 1 項の指定の基準について次のように定める。

1 加古川市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次のいずれかに該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- ア 意匠的に優秀なもの
- イ 技術的に優秀なもの
- ウ 歴史的価値の高いもの
- エ 学術的価値の高いもの
- オ 流派的又は地域的な特色が顕著なもの

(2) 絵画及び彫刻

次のいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作優秀で文化史上貴重なもの
- イ 絵画・彫刻史上意義のある資料となるもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特異性を示すもの
- エ 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表するもの

(3) 工芸品

次のいずれかに該当するもの

- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 工芸史上又は文化史上貴重なもの
- ウ 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの

(4) 書跡及び典籍

次のいずれかに該当するもの

- ア 書跡類は、宸翰^{しんかん}、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖^{じょう}等で、書道史上の代表と認められるもの又は文化史上貴重なもの
- イ 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- ウ 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で文化史上貴重なもの
- エ 書跡類又は典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(5) 古文書

次のいずれかに該当するもの

- ア 古文書類は、歴史上重要と認められるもの
- イ 日記、記録類（絵図及び系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で文化史上貴重なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

(6) 考古資料

次のいずれかに該当するもの

- ア 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代以前の遺物で学術的価値の高いもの
イ 銅鐸^{たく}、銅劍^{ほこ}、銅鉢その他弥生時代の遺物で学術的価値の高いもの
ウ 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の高いもの
エ 宮殿、官衙^が・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の高いもの

(7) 歴史資料

次のいずれかに該当するもの

- ア 政治、経済、社会、文化、科学技術等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

2 加古川市無形文化財

(1) 芸能

- ア 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、次のいずれかに該当するもの
(ア) 芸術上特に価値の高いもの
(イ) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
(ウ) 芸術上価値が高く、又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派的特色が顕著なもの
イ アに掲げる芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの

(2) 工芸技術

- 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち、次のいずれかに該当するもの
ア 芸術上特に価値の高いもの
イ 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
ウ 芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

(3) 民俗

- ア 風俗慣習等のうち、次のいずれかに該当し、重要なもの
(ア) 由来、内容等においてわが国又は本市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
(イ) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
イ 民俗芸能のうち、次のいずれかに該当し、重要なもの
(ア) 芸能の発生又は成立を示すもの
(イ) 芸能の変遷の過程を示すもの
(ウ) 地域的特色を示すもの

3 加古川市指定民俗資料

- (1) 次に掲げる有形の民俗資料のうち、その形様、制作技法、用法等においてわが国又は本市の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家具調度、住居等
イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁獵具、工匠用具、紡織用具、作業場等
ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
エ 交易に用いられるもの 例えば、計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
オ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等

カ 信仰に用いられるもの 例えは、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用具、
社祠等

キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えは、暦類、卜占用具、医療具、教育施設
等

ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えは、衣装、道具、楽器、面、人形、
玩具、舞台等

ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えは、産育用具、冠婚葬祭用具、産屋等

コ 年中行事に用いられるもの 例えは、正月用具、節供用具、盆用具等

(2) 前号に掲げる有形の民俗資料の収集でその目的、内容等が次のいずれかに該当し、
重要なもの

ア 歴史的変遷を示すもの

イ 時代的特色を示すもの

ウ 地域的特色を示すもの

エ 技術的特色を示すもの

オ 生活様式の特色を示すもの

カ 職能の様相を示すもの

4 加古川市指定史跡名勝天然記念物

(1) 史跡

次のいずれかに該当し、わが国又は本市の歴史の正しい理解のために欠くことが
できず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるも
の

ア 貝づか、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡

イ 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公序、戦跡その他政治に関する遺跡

ウ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀又は信仰に関する遺跡

エ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

オ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡

カ 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺
跡

キ 墓及び碑

ク 旧宅、園池その他由緒のある地域の類

ケ その他歴史上又は学術上価値の高い遺跡

(2) 名勝

次のいずれかに該当し、すぐれた景観として欠くことのできないものであって、
その自然的なものにあっては、風致景観の優秀なもの又は名所的若しくは学術的価
値の高いもの、人文的なものにあっては、芸術的又は学術上価値の高いもの

ア 公園又は庭園

イ 橋りょう又は築堤

ウ 花樹、花草、紅葉、緑樹等の叢生する場所

エ 鳥獸、魚虫等の生息する場所

オ 岩石又は洞穴

カ 峡谷、瀑布、溪流又は深淵

キ 湖沼、湿原、浮島又は湧泉

ク 砂丘、砂嘴、海浜又は島嶼

ケ 火山又は温泉

コ 山岳、丘陵、高原、平原又は河川

サ 展望地点

(3) 天然記念物

次のいずれかに該当する動物植物及び地質鉱物のうち学術上価値の高いもので、自然を記念するもの

ア 動物

(ア) わが国又は本市域に特有の動物で著名なもの及びその生息地

(イ) 特有の産ではないが、本市域に著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその生息地

(ウ) 自然環境における特有の動物又は動物群集

(エ) わが国又は本市域に特有な畜養動物

(オ) 家畜以外の動物で海外からわが国又は本市域に移植され現在野生の状態にある著名なもの及びその生息地

(カ) 貴重な動物の標本

イ 植物

(ア) 名木、巨樹、老樹、奇形木、栽培植物の原木、並木又は社叢

(イ) 代表的原始林又は稀有の森林植物相

(ウ) 代表的高山植物帶又は特殊岩石地植物群落

(エ) 代表的な原野植物群落

(オ) 海岸又は沙地植物群落の代表的なもの

(カ) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの

(キ) 洞穴に自生する植物群落

(ク) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、^{せん}苔類、微生物等の生ずる地域

(ケ) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

(コ) 著しい植物分布の限界地

(サ) 著しい栽培植物の自生地

(シ) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

ウ 地質鉱物

(ア) 岩石、鉱物又は化石の産出状態

(イ) 地層の整合又は不整合

(ウ) 地層の褶曲又は衝上

(エ) 生物の働きによる地質現象

(オ) 地震断層など地塊運動に関する現象

(カ) 洞穴

(キ) 岩石の組織

(ク) 温泉並びにその沈殿物

(ケ) 風化並びに侵蝕に関する現象

(コ) 硫氣孔及び火山活動によるもの

(サ) 氷雪霜の営力による現象

(シ) 貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

エ 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域（天然保護区域）

附 則

この基準は、平成29年8月1日から施行する。